北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則……（総務部総務課）　1
○北海道職員委員会規則の一部を改正する規則……（人事課）　1
○北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則……（職員厚生課）　1
○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第３条第１項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則……（地域主権局）　2

訓　　令

○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……（人事課）　2
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……（人事課）　3
○職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令……（人事課）　3
○法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令…（法制文書課）　4
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……（法制文書課）　4

北　　海　　道
北海道教育委員会 訓 令
北 海 道 企 業 局

○北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令……（産業立地課）　5

告　　示

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正……（人事課）　5

規　　則

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第33号

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則

北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

５　本庁の庁舎等の管理に関する事務については、別に定めるところにより、その一部を出納局長が行うものとする。

附　則

この規則は、平成23年６月１日から施行する。

北海道職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第34号

北海道職員委員会規則の一部を改正する規則

北海道職員委員会規則（昭和41年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「９人」を「６人」に改める。

第５条第１項中「６人」を「４人」に改める。

附　則

この規則は、平成23年６月１日から施行する。

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第35号

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則

北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　居住施設管理補助者　居住施設管理者の事務を補助するために必要な事務を行う者として居住施設管理者が指定した者をいう。

第５条に次の１項を加える。

２　前項の公宅貸与申請書を受理した所属長は、当該公宅について居住施設管理補助者が指定されているときは、これを当該居住施設管理補助者を経て居住施設管理者に進達するものとする。

第６条中「前条」を「前条第１項」に改める。

第11条に次の１項を加える。

２　前項の規定による報告を受理した所属長は、当該公宅について居住施設管理補助者が指定されているときは、これを当該居住施設管理補助者を経て居住施設管理者に進達するものとする。

附　則

この規則は、平成23年６月１日から施行する。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第３条第１項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第36号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第３条第１項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第３条第１項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第２号ア中「自己啓発に関するもの及び」を削り、同号イを削り、同号ウ中「次に掲げる」を「公務又は通勤により生じた災害の認定に関する」に改め、同号ウ㋐及び㋑を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「次に掲げる」を「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第69条第１項の規定に基づく健康教育として行う講習会（条例別表第２の左欄に掲げる総合振興局及び同表の当該右欄に定める振興局の所管区域内の道の機関の職員を対象に実施するものに限る。）の実施に関する」に改め、同号エ㋐及び㋑を削り、同号エを同号ウとし、同号オを削る。

附　則

この規則は、平成23年６月１日から施行する。

訓　　令

北海道訓令第７号

本　　庁
出先機関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（北海道自家用電気工作物保安規程の一部改正）

第１条　北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第３条、第５条第２項及び第25条（見出しを含む。）中「総務部長」を「出納局長」に改める。

別表第１中「総務部長」を「出納局長」に、

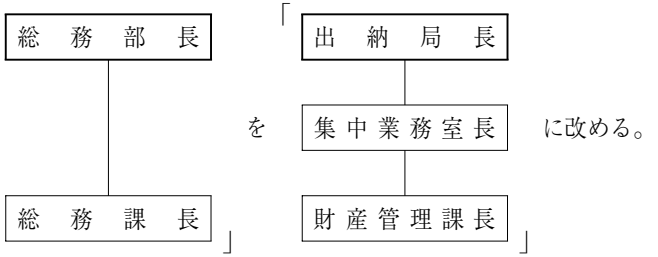

（北海道建築物等保全規程の一部改正）

第２条　北海道建築物等保全規程（平成18年北海道訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「部の長をいう。）」の次に「、出納局長」を加える。

（北海道職員被服貸付規程の一部改正）

第３条　北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「試験検査課若しくは」を削る。

（考査監設置規程の一部改正）

第４条　考査監設置規程（平成９年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第７条中「出納局指導審査課」を「出納局検査課」に改める。

（北海道石狩湾地域開発本部規程の一部改正）

第５条　北海道石狩湾地域開発本部規程（昭和46年北海道訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第７条中「経済部産業立地・エネルギー局産業立地課」を「経済部産業振興局産業振興課」に改める。

（北海道石炭対策本部設置規程の一部改正）

第６条　北海道石炭対策本部設置規程（昭和49年北海道訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「経済部産業立地推進局資源エネルギー課」を「経済部産業振興局環境・エネルギー室」に改める。

（競争入札参加者審査委員会規程の一部改正）

第７条　競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、総務部長」を削る。

別表中「総　務　部　　総務課長
　　総合政策部　　科学ＩＴ振興局情報政策課長」を「総合政策部　　科学ＩＴ振興局情報政策課長」に、「会計事務センター長」を「集中業務室調達課長　集中業務室財産管理課長」に改める。

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

北海道訓令第８号

本　　庁
出　先　機　関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「除く。）」の次に「並びに集中業務室長」を加え、同条第９号中「及び第23条第２項」を削り、同条第10号中「の担当局長」の次に「及び総務業務長」を加え、同条第11号中「第23条第１項」を「第23条第２項及び第３項」に改める。

第４条第２項中「部内室」の次に「（集中業務室を含む。）」を加え、「（局長にあっては知事室次長、出納局次長にあっては入札管理室長の職務に係るものを除く。）」を削る。

第４条の２第２項中「及び入札管理室長」を削る。

第９条を削る。

第９条の２中「別表第５の２」を「別表第５」に改め、「（市の区域に係るものを含む。）」を削り、同条を第９条とする。

第11条中「第９条の２」を「第９条」に改める。

別表第３の第２項中「総合振興局長等」を「総合振興局等の長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

別表第４の総合振興局等の本庁総合政策部の分掌事項第５項第１号中「附則第33条の７第４項」を「第５条の４第１項、第３項及び第４項」に、「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同号を同項第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　第５条の３第１項の規定に基づき、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更することについて協議を受けること。

別表第４の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項中第21項を削り、第22項を第21項とし、第23項を第22項とし、同事項第24項第２号中「物件」を「資料」に改め、同項を同事項第23項とし、同事項中第25項を第24項とし、第26項から第29項までを１項ずつ繰り上げる。

別表第４の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第15項中第13号を第16号とし、第12号の次に次の３号を加える。

⑬　第188条第１項の規定に基づき、森林所有者等から報告を徴すること。

⑭　第188条第２項の規定に基づき、職員等に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせること。

⑮　第188条第３項の規定に基づき、職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は立入調査等の支障となる立木竹を伐採させること。

別表第５を削る。

別表第５の２中「第９条の２関係」を「第９条関係」に改め、同表を別表第５とする。

別表第６の局長の決裁事項の項中「局長の決裁事項」を「局長（部内室の長及び集中業務室長を除く。）の決裁事項」に改め、同表の室長（知事室長を除く。）の決裁事項の項中「室長（」を「部内室の長（」に改め、「除く。）」の次に「及び局内室長」を加え、同項の次に次の１項を加える。

集中業務室長の決裁事項	当該事務を所管する課長（総務業務長の主管する事務については、総務業務長）	集中業務室長の指定する課長又は担当課長

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

北海道訓令第９号

本　　庁
出　先　機　関

職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和41年北海道訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「10人」を「５人」に改める。

第５条第１項中「６人」を「４人」に改める。

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

北海道訓令第10号

本　　庁
出先機関

法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令

（法規審査委員会規程の一部改正）

第１条　法規審査委員会規程（昭和51年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「７人」を「５人」に改め、同条第３項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、第７号を第５号とする。

（損害賠償委員会規程の一部改正）

第２条　損害賠償委員会規程（昭和55年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「８人」を「６人」に改め、同条第３項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号から第８号までを２号ずつ繰り上げる。

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

北海道訓令第11号

本　　庁
出先機関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項中「代表課長を補佐する」を「代表課の主幹の」に改める。

第７条第２項、第９条及び第31条第１項中「職員事務センター」を「職員事務課」に改める。

別表の付表中

「

行政改革局法人団体課 行政改革局職員事務センター	法　人 職　員

」を

「

行政改革局法人団体課	法　人

」に、

「

環境局地球温暖化対策室	温　対

」を

「

環境局地球温暖化対策室 環境局エゾシカ対策室	温　対 エゾシカ

」に、

「

総務課 施設運営指導課	保　総 施　運

」を

「

総務課	保　総

」に、

「

福祉局福祉援護課	福　祉

」を

「

福祉局福祉援護課 福祉局施設運営指導課	福　祉 施　運

」に、「食関連産業振興室」を「緊急産業対策室」に、「食　　産」を「緊　　対」に、「商工局商工金融課」を「経営支援局中小企業課」に、「商　　金」を「中　　企」に、「商工局産業振興課」を「経営支援局国際経済室」に、「産　　振」を「国　　経」に、「商工局商業経済交流課」を「産業振興局産業振興課」に、「商　　経」を「産　　振」に、「産業立地・エネルギー局産業立地課」を「産業振興局食関連産業室」に、「産　　立」を「食　　産」に、「産業立地・エネルギー局資源エネルギー課」を「産業振興局環境・エネルギー室」に、「資　　源」を「環 エ ネ」に、

「

指導審査課 経理課 会計事務センター 入札管理室	局 指 審 局　経 局　会 局　入

」を

「

検査課 集中業務室審査課 集中業務室経理課 集中業務室調達課 集中業務室職員事務課 集中業務室財産管理課	局　検 局　審 局　経 局　調 局　職 局　財

」に改める。

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

北　　海　　道
北海道教育委員会訓令
北　海　道　企　業　局

北　　海　　道
北海道教育委員会訓令第１号
北　海　道　企　業　局

庁　中　一　般
部　　局

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年５月31日

北　海　道　知　事　高　橋　はるみ
北海道教育委員会委員長　神　谷　奈保子
北海道公営企業管理者　武　内　良　雄

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程（平成７年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「経済部産業立地・エネルギー局産業立地課」を「経済部産業振興局産業振興課」に改める。

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

告　　示

北海道告示第385号

昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成23年６月１日から適用する。

平成23年５月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

表中「（北海道立子ども総合医療・療育センターを除く。）」を削り、

「

技監、保健環境部長、医療参事若	

」

「

保健福祉室長若しくは地域保健室長又は院長 そ　の　他	75,000 70,000
保健福祉室長若しくは地域保健室長又は院長 そ　の　他	65,000 60,000

」を

「

しくは地域保健室長（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第４条に規定する保健所の所長に限る。以下同じ。）又は院長 そ　の　他	75,000 70,000
技監、保健環境部長、医療参事若しくは地域保健室長又は院長 そ　の　他	65,000 60,000

」に、

「

その他	保健福祉室長若しくは地域保健室長又は院長 そ　の　他	55,000 50,000

」を

「

旭川市、函館市、岩見沢市、江別市及び千歳市に所在する部局	技監、保健環境部長、医療参事若しくは地域保健室長又は院長 そ　の　他	55,000 50,000
札幌市に所在する部局	技監若しくは保健環境部長又は子ども総合医療・療育セ	45,000

」に、

	ンター長 そ　の　他	 40,000

」

「

北海道立精神保健福祉センター 北海道立子ども総合医療・療育センター 北海道立心身障害者総合相談所	所長及びセンター長 そ　の　他	45,000 40,000

」を

「

北海道立精神保健福祉センター 北海道立心身障害者総合相談所	所　　長 そ　の　他	45,000 40,000

」に改める。